猪名川町高齢者外出支援事業実施要綱

令和 ３ 年 ３ 月３１日
要 綱 第 ２２ 号

（目的）

第１条　この要綱は、町内に居住している高齢者又は運転免許証の自主返納等（以下「免許証返納等」という。）をしようとする高齢者に対し、交通費の一部を助成することにより、高齢者の外出を支援するとともに、社会参加の促進並びに高齢者による交通事故の抑制を図ることを目的とする。

（助成対象者）

第２条　交通費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づき、本町の住民基本台帳に記録されており、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

⑴　町内居住高齢者　第５条に規定する申請時点において、本町に継続して１年以上居住している７０歳以上の者

⑵　免許証返納等対象者　７０歳の誕生日以降に次のいずれかに該当する者で、かつ、免許証返納等となった日以前に継続して１年以上本町に居住している者

ア　運転免許証を自主返納した者

イ　運転免許証を更新せず失効させた者

ウ　認知症により運転免許証が取り消しとなった者

（助成交通手段）

第３条　町内居住高齢者が、交通費の助成を受けることができる交通手段（以下「助成交通手段」という。）は、阪急バス株式会社が販売する「ｈａｎｉｃａグランドパス６５」（以下「グランドパス６５」という。）とする。

２　免許証返納等対象者の助成交通手段は、次の各号のいずれかとする。

⑴　グランドパス６５

⑵　阪急バス株式会社又は能勢電鉄株式会社が販売する定期券

⑶　西日本旅客鉄道株式会社が販売する「ＳＭＡＲＴ　ＩＣＯＣＡ」又は阪急バス株式会社が販売する「記名式ｈａｎｉｃａ」

⑷　道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）の規定により一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者のうち、第１６条の登録を行った事業者（以下「タクシー事業者」という。）で利用できる本町が発行するタクシー乗車券（以下「タクシー乗車券」という。）

３　助成対象者が同一年度で受けることができる助成交通手段は、第１項又は前項のいずれか一方とする。

（助成額）

第４条　町内居住高齢者の助成交通手段に係る助成額は、予算の範囲内で、別表第１に定めるグランドパス６５の通用期間及び所得区分に応じた金額とする。なお、助成回数は同一年度においてグランドパス６５の通用期間が１年の場合は１回とし、６か月の場合は２回を限度とする。

２　免許証返納等対象者の助成交通手段に係る助成額は、予算の範囲内で、助成対象者１人につき１年間で４０，０００円を上限に１回限り助成する。ただし、運賃に係る費用以外の手数料や預り金等の費用は、助成対象外とする。

（申請）

第５条　第３条第１項の助成交通手段の助成を受けようとする者は、猪名川町高齢者外出支援助成金申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に、町長が必要と認める書類を添えて、町長に申請しなければならない。

２　第３条第２項の助成交通手段の助成を受けようとする者は、免許証返納等となった日から１年以内に、申請書に、免許証返納等となった日が分かる書類の写しと町長が必要と認める書類を添えて、町長に申請しなければならない。

（助成金支給の決定）

第６条　町長は、前条の申請があった場合、その内容を審査し、助成金支給の可否を決定し、猪名川町高齢者外出支援助成金決定通知書（様式第２号。以下「決定通知書」という。）により通知するものとする。

（助成券の交付等）

第７条　町長は、助成交通手段としてグランドパス６５を選択した助成対象者に助成を決定したときは、猪名川町高齢者外出支援助成券（以下「助成券」という。）を交付する。

２　助成券の交付を受けた助成対象者（以下「助成券交付決定者」という。）は、グランドパス６５の発売場所において、助成券を使用のうえ助成券に記載のある通用期間のグ

ランドパス６５を購入することができる。

（助成券の有効期間）

第８条　助成券の有効期間は、助成券に記載された発行日から起算して３月以内又は当該年度の３月３１日のいずれか早い日までとする。

（助成券の再交付）

第９条　助成券交付決定者は、助成券を紛失し、又は著しく損傷し、若しくは汚損したときは、町長に助成券の再交付を申請することができる。

２　助成券を損傷又は汚損した場合における前項の申請には、当該損傷又は汚損した助成券を添えなければならない。

３　助成券交付決定者は、助成券の再交付後に紛失した助成券を発見した場合は、速やかに町長に返還しなければならない。

４　第１項の申請により助成券を再交付するときは、当該助成券に再交付の表示を行う。

（タクシー乗車券の交付）

第１０条　町長は、助成交通手段としてタクシー乗車券を選択した助成対象者に助成を決定したときは、タクシー乗車券を交付する。

（タクシー乗車券の有効期間）

第１１条　タクシー乗車券の有効期間は、決定通知書に記載された通知日から起算して１年間とする。

（タクシー乗車券の再交付）

第１２条　タクシー乗車券の再交付は行わないものとする。

（助成方法）

第１３条　助成金は、助成対象者に支給するものとする。ただし、次の各項に掲げる場合はこの限りではない。

２　助成券交付決定者への助成金支給については、原則、グランドパス６５発行事業者に直接支払うものとし、助成券交付決定者はグランドパス６５を購入する場合にグランドパス６５発行事業者に助成券を提出し、かつ、グランドパス６５の購入に係る費用から助成券に記載された助成額を控除した額をグランドパス６５発行事業者に支払うものとする。

３　助成交通手段としてタクシー乗車券を選択した助成対象者への助成金支給については、タクシー事業者に直接支払うものとし、タクシー乗車券の交付を受けた助成対象者はタ

クシーを利用する場合、タクシー乗車券をタクシー事業者に提出し、かつ、タクシーの利用に係る費用からタクシー乗車券に記載された助成額を控除した額をタクシー事業者に支払うものとする。

（譲渡等の禁止）

第１４条　助成券及びタクシー乗車券は他人に譲渡し、又は貸与し、若しくは担保に供してはならない。

（助成金の返還）

第１５条　町長は、助成対象者が助成金の支給後において、事業者に払戻し請求を行ったとき又は運賃以外の用途に使用したときは、助成対象者に対し払戻し金額又は運賃以外の用途に使用した金額に応じた助成金の返還を求めることができる。

２　町長は、虚偽の申請その他不正な手段により、助成金の支給を受けた者に対して、その全部又は一部の返還を求めることができる。

（タクシー事業者の登録）

第１６条　事業の趣旨に賛同し、タクシー事業者の登録を行おうとする者は、猪名川町高齢者外出支援事業タクシー事業者登録申請書（様式第３号）に、町長が必要と認める書類を添えて、町長へ申請したのち、本町とタクシー乗車券の利用に関する協定を締結するものとする。

（補則）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、この事業の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（猪名川町運転免許証返納等高齢者外出支援事業実施要綱の廃止）

２　猪名川町運転免許証返納等高齢者外出支援事業実施要綱（平成３１年要綱第３号）は、廃止する。

（経過措置）

３　この要綱の施行の際、現に廃止前の猪名川町運転免許証返納等高齢者外出支援事業実施要綱の規定により発行されたタクシー乗車券は、当該タクシー乗車券に記載された有効期限まで使用することができる。

４　道路運送法の規定により一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者のうち、本町とタクシー乗車券の利用に関する協定を締結している者は第１６条の登録が行われたタクシー事業者とみなす。

別表第１（第４条関係）

| 所得区分 | | 助成額 | |
|---|---|---|---|
| | | グランドパス６５<br>通用期間６か月 | グランドパス６５<br>通用期間１年 |
| 区分１ | 猪名川町介護保険条例（平成１２年条例第４号）第８条第１項第１号から第３号に該当する助成対象者 | １０，０００円 | ２０，０００円 |
| 区分２ | 猪名川町介護保険条例第８条第１項第４号又は第５号に該当する助成対象者 | ７，５００円 | １５，０００円 |
| 区分３ | 猪名川町介護保険条例第８条第１項第６号から第１０号に該当する助成対象者 | ５，０００円 | １０，０００円 |

（注）上記所得区分は、第５条の規定により助成対象者が申請を行った日の属する年度（第５条の規定により助成対象者が申請を行った日が４月から５月までの間にあっては、前年度）分の本町の介護保険の保険料の賦課期日における当該保険料に係る区分によるものとする。